
参考資料 1 須賀川市総合交通活性化協議会の開催概要

1 協議会運営支援

(1) 協議会の開催実績

須賀川市総合交通ビジョンの策定を目的とした須賀川市総合交通活性化協議会の運営支援（資料作成、説明、議事録作成）を実施した。

協議会の開催概要は以下のとおりである。

表 1-1 協議会の開催概要

協議会	日時	議題
第 1 回	平成 21 年 10 月 30 日(金)	・総合交通ビジョンについて ・スケジュールについて ・アンケート調査について
第 2 回	平成 21 年 12 月 22 日(火)	・アンケート調査の結果（報告） ・市公共交通の課題 ・総合交通ビジョン 骨子案の検討
第 3 回	平成 22 年 2 月 2 日(火)	・総合交通ビジョン（案）概要の検討
第 4 回	平成 22 年 2 月 24 日(水)	・総合交通ビジョン 事業計画(案)＜詳細＞の検討
第 5 回	平成 22 年 3 月 17 日(水)	・総合交通ビジョン 承認

須賀川市総合交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、須賀川市総合交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域の実情に即した市民の輸送サービスの確保と利便性向上を実現するために必要となる事項を協議するために設置し、もって本市の地域公共交通の活性化及び再生を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき実施する次の事業

ア 「須賀川市総合交通ビジョン」（以下「ビジョン」という。）の策定等の協議に関すること

イ ビジョンの実施に係る連絡調整に関すること

ウ ビジョンに位置付けられた事業の実施に関すること

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく、乗合旅客運送及び市運営有償運送の態様、運賃・料金等に関すること

(3) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員により組織し、市長が委嘱又は任命する。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者

(3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体

(4) 須賀川市を管轄する道路管理者

(5) 須賀川警察署

(6) 住民又は利用が想定される者

(7) 学識経験者

(8) 東北運輸局長もしくは福島運輸支局長又はその指名する者

(9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体

(10) 県、商工会その他協議会が必要と認める者

(11) 須賀川市

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前条の委員のうち、行政機関の職員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とするが辞任の意思表示がない場合は、引き続き任期を2年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

ただし、任期中の欠員や増員による委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は委員の中から互選により選任する。

3 副会長は委員の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長が不在となる場合には、その職務を代理する。

(会議の運営)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会務を総理する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議決の方法は、出席委員（代理人を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第 10 条 協議会の専門的な事項を審議するため、会長が定めるところにより分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 11 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く

2 事務局は、須賀川市の公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第 12 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 21 年 10 月 21 日から施行する。

(須賀川市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

2 須賀川市地域公共交通会議設置要綱は、この規約の施行の日に廃止する。

【参考】委員一覧（規約第4条関係）

区 分	団体・機関等	職 名	氏 名
(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者	福島交通株式会社	須賀川総括営業所長	瀬 谷 賢 次
(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者	須賀川岩瀬地区タクシー協議会	(有)あづまタクシー 会長)	福 田 瑞 夫
(3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体	社団法人 福島県バス協会	専務理事	菅 崎 守 雄
	社団法人 福島県タクシー協会	理事	会 田 善 正
(4) 須賀川市を管轄する道路管理者	国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所	副所長	三 ヶ 田 章
	県中建設事務所	主幹兼企画管理部長	室 井 良 文
(5) 須賀川警察署	須賀川警察署	交通課長	鴨 芳 則
(6) 住民又は利用が想定される者	須賀川市囀託員親交会	会長	松 島 義 直
	須賀川市老人クラブ連合会	会長	関 根 常 三
	須賀川市婦人会連絡協議会	会長	伊 丹 節 子
(7) 学識経験者	須賀川商工会議所	副会頭	渡 辺 達 雄
(8) 東北運輸局長もしくは福島運輸支局長又はその指名する者	国土交通省東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	宮 地 和 久
(9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体	私鉄福島交通労働組合	須賀川支部長	十文字 太 司
	全国自動車交通労働組合連合会 福島地方本部	執行委員長	萩 尾 哲 夫
(10) 県、商工会その他協議会が必要と認める者	福島県県中地方振興局	県民環境部長	鈴 木 芳 明
	大東商工会	会長	佐 藤 成 行
	長沼商工会	会長	善 方 企
	岩瀬商工会	会長	轡 田 倉 治
(11) 須賀川市	須賀川市	副市長	金 澤 幸 男

(2) 協議会の議事録作成

各回で作成した協議会議事録を以下に整理する。

平成 21 年度 第 1 回須賀川市総合交通活性化協議会概要

日 時	平成 21 年 10 月 30 日 (金) 15:30~16:30	場 所	須賀川市総合福祉センター 4 階 ミニシアタールーム
出 席 者	発注者側：柳沼課長、野崎係長、松谷主査 受注者側：大山、許斐、中條		
会 議 概 要	○議事 1 役員の選出 2 須賀川市総合交通ビジョン策定及び協議会設置の必要性 3 須賀川市総合交通ビジョン策定調査 4 アンケート調査概要		
資 料	○須賀川市総合交通ビジョン策定および協議会設置の必要性について 資料 1 (参考資料として須賀川市乗合タクシー利用状況集計表添付) ○須賀川市総合交通ビジョン策定調査について 資料 2 ○アンケート調査概要について 資料 3		
議 事 録	以下のとおり。		
<p>■議事概要と結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員の選出 ⇒協議会会長として渡辺達雄委員、副会長には伊丹節子委員が選出。 ・須賀川市総合交通ビジョン策定と協議会設置の必要性に関する確認 ⇒委員より 4 点について質問あり。 質問 1：本協議会は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会なのか。 説明→現段階では任意協議会としての設置であり、将来的に法定協議会への移行を見据えた協議会と考えている。 質問 2：地域公共交通会議の性格も併せ持った協議会と考えてよいか。 説明→従来の地域公共交通会議の機能も兼ね備えた協議会と考えている。 質問 3：国の活性化・再生事業の実際の活用予定年度はいつか。 説明→時期的に来年度から活用は難しいため、実際の活用は 23 年度と考えている。 質問 4：交通ビジョンは、国で調査事業としている連携計画に近いものと捉え、実際の制度の活用としては計画事業からと考えてよいか。 説明→交通ビジョンを連携計画と同様のものと位置づけたいと考えており、平成 23 年度に応募するのは計画事業と想定している。 <p>※委員了承。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・須賀川市総合交通ビジョン策定調査の調査計画に関する協議 ⇒委員より質問あり。 質問 1：対象とする公共交通路線は地域内で完結する路線とのことだが、複数の自治体にまたが 			

る路線は対象としないという考えか。

説明→広域路線も多数あるが、他の地域に影響を及ぼすこととなるため、あくまで市内完結の路線について検討したい考えである。

※委員了承。

- ・実施するアンケート調査に関する協議

⇒特に質問等なし。

以上、議事内容について協議会の了承を得た。詳細については次のとおり。

■議事詳細

(1) 役員を選出

事務局：会長は、協議会規約第六条第二項の規定により、委員の互選によることとなっており、いかな方法で選任したらよいか、お諮りしたい。

委員：事務局一任でよいのではないか。

事務局：「事務局一任」との発言があるが、よろしいか。

全委員：異議なし。

事務局：事務局としては、本協議会の前身である須賀川市地域公共交通会議の会長を務めていただいた渡辺委員を会長として提案したい。皆様、会長に渡辺委員を選任することによろしいか。

全委員：異議なし

事務局：「異議なし」の発言があったので、会長については、渡辺委員にお願いしたい。

渡辺会長：挨拶

事務局：次に副会長の選任であるが、協議会規約第六条第三項の規定により、副会長は委員の中から会長が指名することとなっているため、渡辺会長から副会長のご指名をお願いしたい。

渡辺会長：「本日は欠席であるが、前回の交通会議では婦人会連絡協議会に副会長を務めてもらっていただいたため、伊丹委員にお願いしたい。」

事務局：本日は所用により欠席であるが、副会長は会長指名であるため、副会長は伊丹委員にお願いしたい。

それでは、ここからの進行につきましては、協議会規約に基づき、会長に進行をお願いする。

(2) 須賀川市総合交通ビジョン策定及び協議会設置の必要性について

渡辺会長：資料 1 について事務局から説明をお願いします。

事務局：(資料 1 について説明。)

渡辺会長：これについて、質問や意見はあるか。

宮地委員：本協議会の位置づけについて質問がある。本協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法）によって位置づけられた法定協議会と考えているのか。また、公共交通会議としての性格も持った協議会との位置付けか。

事務局：法定協議会ではない。公共交通会議の性格は持つが、現時点では任意協議会としての立ち上げであり、将来的には法定協議会への移行を見据えた協議会と考えている。

宮地委員：活性化・再生総合事業の取組みを考えているのは平成 22 年度からか。

事務局：来年度の活性化・再生事業に応募することは時期的に厳しいため、現実的なスケジュールとしては平成 23 年度から実施と考えている。

宮地委員：当該事業には、調査事業と計画事業の 2 種類があるが、本交通ビジョンは調査事業による連携計画に近いものと捉えた上で、当該事業への応募は計画事業と考えているのか。

事務局：今年度策定する総合交通ビジョンは調査事業と捉え、来年度はより詳細な運行計画へと掘り下げていく必要があると考えているが、実際の活性化再生総合事業への応募は平成 23 年度の計画

事業からと想定している。

渡辺会長：その他に質問や意見はないか。

杉委員：規約の条番号が間違っているため修正願いたい。

事務局：第7条以降の番号について、訂正をお願いしたい。

渡辺会長：その他、何かあるか。

※意見等なし。

(3) (4) 須賀川市総合交通ビジョン策定調査、アンケート調査概要について

渡辺会長：資料2および資料3について事務局から説明をお願いします。

事務局：(資料2および資料3について説明。)

渡辺会長：これについて、質問や意見はあるか。

瀬谷委員：対象の公共交通路線は、地域内で完結する路線と書いてあるが、これは市内で完結する路線のみを対象という考えでよいか。それとも、複数の自治体にまたがる路線も対象となるのか。

事務局：福島交通では複数の自治体にまたがって運行している広域路線もあるが、他の地域に影響を及ぼさない路線として、市内完結の路線を対象とする考えである。

宮地委員：補足するが、活性化・再生総合事業への取組みを見越しているということであったが、当該事業では、須賀川市のみで設置する協議会の場合、市内完結型の路線のみ事業の対象となるものであり、複数の自治体にまたがる路線を対象とする際には、その路線が経由する全ての市町村が連携して協議会を設置する必要がある。もっとも市の自主財源で実施するというのであれば、そういった枠にとらわれる必要はない。

渡辺会長：その他に質問や意見はあるか。

※意見等なし。

(5) その他

渡辺会長：その他に案件はあるか。

事務局：乗合タクシーの利用状況について報告したい。(資料1の参考資料に基づき説明。)

渡辺会長：これについて、質問等はあるか。

※質問等なし。

以上

平成 21 年度 第 2 回須賀川市総合交通活性化協議会概要

日 時	平成 21 年 12 月 21 日 (火) 10:30~12:00	場 所	須賀川市役所 4 階 第 2 委員会室
出 席 者	発注者側：石井室長、柳沼課長、石堂課長補佐、野崎係長、松谷主査 受注者側：大山、濱中、許斐		
会 議 概 要	○議事 1 アンケート調査についての報告 2 市の公共交通の課題 3 交通ビジョンの骨子案		
資 料	○ 須賀川市の公共交通に関するアンケート調査 結果概要（報告） 資料 1 ○ 市公共交通の課題抽出 資料 2 ○ 交通ビジョンの骨子（案） 資料 3 ○ 須賀川市総合交通活性化協議会規約		
議 事 録	以下のとおり。		
<p>■議事概要と結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の結果に関する報告 ⇒特に質問等なし。 ※委員了承。 ・ 市の公共交通の課題に関する協議 ⇒委員より意見・質問あり。 質問 1：市公共交通の課題について、「交通弱者の移動手段確保」、「通学需要に対応した公共交通サービスの維持確保」、「市中心部における移動手段の確保」の 3 項目は公共交通の維持存続上の課題について述べられているが、他の 4 項目では課題を受けた今後の方針について述べられているように見て取れ、方向性が異なるように感じられる。課題の列記順序や表現を変更したほうがよいのではないか。 説明→今後検討を進める上で改善させていただく。 質問 2：財政負担についての記述が多数あるが、交通ビジョンの検討の主目的が財政負担の軽減だと勘違いを与える可能性があるため、財政負担に関する記述は抑えるべきではないか。 説明→目的として、財政負担を減らすことなく、利用価値の高い公共交通体系の構築が前面に出るべきだと考える。この指摘を考慮し、今後検討を進めさせていただく。 ※委員了承。 ・ 交通ビジョンの骨子案に関する協議 ⇒特に質問等なし。 以上、議事内容について協議会の上記を了承を得た。詳細については次のとおり。 <p>■議事詳細</p> <p>(1) アンケート調査についての報告 渡辺会長：資料 1 について事務局から説明をお願いする。</p>			

事務局：(資料 1 について説明ならびに地域懇談会の開催結果について報告。)

渡辺会長：これについて、質問や意見はあるか。

※意見等なし。

(2) 市の公共交通の課題について

渡辺会長：資料 2 について事務局から説明をお願いします。

事務局：(資料 2 について説明。)

渡辺会長：これについて、質問や意見はあるか。

杉委員：市公共交通の課題として 7 項目挙げられているが、「交通弱者の移動手段確保」、「通学需要に対応した公共交通サービスの維持確保」、「市中心部における移動手段の確保」の 3 項目は公共交通の維持存続上の課題について述べられているが、他の 4 項目では課題を受けた今後の方針について述べられているように見て取れ、方向性が異なるように感じられる。課題の列記順序や表現を変更したほうがよいのではないか。また、資料内に財政負担の増加についての記述が多数見受けられるが、見た人に交通ビジョンの検討の主目的が財政負担の軽減だと勘違いを与えるのではないか。交通ビジョンの作成目的が利用しやすい公共交通の実現であるため、財政負担に関する記述はボリュームを抑えるべきではないか。

事務局：前者に関しては、今後検討を進める上で改善させていただく。後者に関しては、交通ビジョンの作成目的が、財政負担を減らすことではなく、利用者の立場に立った利用価値の高い公共交通体系の構築であるため、利用価値の高い公共交通体系の構築が前面に出るべきだと考える。この指摘を考慮し、今後検討を進めさせていただく。

萩尾委員：財政負担に関しては非常に重要な問題だと考える。全国における公共交通に関する議論の活性化の始まりは財政負担であり、財政負担の問題は避けて通れない問題である。また、公共交通運行コストの負担者が誰になるかはどの市町村においても大きな問題であり、この問題を度外視することはできない。そのため、財政負担の現状は十分に考慮した上での検討を行うべきだと考える。

金澤委員：財政負担についても論点としなくては、今後の市公共交通の維持存続を考えることはできない。そのため、利用者増加のための方策を考える上で、現在の財政負担の状況を背景に踏まえることは重要である。

伊丹委員：本協議会および地域懇談会の開催によって、市民にとっては初めて現状を知ることができた。市民の生活における移動状況は以前までと全くと言って良いほど変化し、市民の公共交通の利用が減少しているという実態がある。利用価値が高く、維持存続可能な公共交通体系の構築に向けて、今後も検討を進めていただきたい。

関根委員：市の財政負担は市民の税金によるものであるから、公共交通体系の見直しに際しては、財政負担の見直しも併せて検討していくべき課題である。

渡辺会長：事務局は、本日受けた指摘をもとに今後も検討を進めていただきたい。

渡辺会長：その他、何かあるか。

※意見等なし。

(3) 交通ビジョンの骨子案について

渡辺会長：資料 3 について事務局から説明をお願いします。

事務局：(資料 3 について説明。)

渡辺会長：これについて、質問や意見はあるか。

瀬谷委員：大型商業施設周辺にバス路線が無い等の問題は、バス事業者としてもバス路線の見直しも含めて検討を行っている最中であり、見直し必要箇所についてはこちらからも市に対して

提案していきたいと考えている。

渡辺会長：その他、何かあるか。

※意見等なし。

(4) その他

渡辺会長：その他に案件はあるか。

事務局：今後のスケジュールについて確認。

以上

平成 21 年度 第 3 回須賀川市総合交通活性化協議会概要

日 時	平成 22 年 2 月 2 日 (火) 13:30~14:30	場 所	須賀川市役所 3 階 正庁
出 席 者	発注者側：石井室長、柳沼課長、野崎係長、松谷主査 受注者側：大山、許斐		
会 議 概 要	○議事 1 総合交通ビジョン（案）の検討（概要） 2 乗合タクシー運行計画の一部変更		
資 料	○ 総合交通ビジョン（案）の検討（概要）	資料 1	
	○ 乗合タクシー運行計画の一部変更	資料 2	
議 事 録	以下のとおり。		
<p>■議事概要と結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合交通ビジョン（案）の検討（概要）に関する協議 ⇒委員より意見・質問あり。 質問 1：郡山都市圏総合都市計画では、モビリティマネジメント主とした計画内容となっているが、本交通ビジョンにおいてはモビリティマネジメントについてはどう捉えられているか。 説明→市民の日常の生活行動をサポートする公共交通についての検討を行っているため、具体的な検討は行っていないものの、市の課題としては、市の中心部においてモビリティマネジメントの考え方を導入しなくてはならないと考えている。 質問 2：本交通ビジョンにおける、鉄道や自転車の位置づけはどのように整理されているか。 説明→本交通ビジョンにおいては、高齢者の移動手段確保を主眼として市内で完結する公共交通を対象にした検討を行っているため、具体的な検討は路線バス・乗合タクシーを対象としている。ただし、鉄道については、他の公共交通との乗り継ぎの整合性を図る必要があるため、この点については実施の段階で整理する考えである。 ※委員了承。 乗合タクシー運行計画の一部変更に関する協議 ⇒特に質問等なし。 ※委員了承。 <p>以上、議事内容について協議会の了承を得た。詳細については次のとおり。</p> <p>■議事詳細</p> <p>(1) 総合交通ビジョン（案）の検討（概要）について</p> <p>渡辺会長：協議内容に移る前に、協議会スケジュールについて説明する。本来のスケジュールでは、第 3 回協議会において総合交通ビジョン（案）について検討を行う予定であったが、地区別により具体的な検討を行う必要があると考え、具体的な検討を進めるに当たっては時間も必要であることから、今回の協議会においては公共交通体系整備の方針と目標を検討する会とし、第 4 回協議会の追加をご了承いただきたい。</p>			

※委員了承。

渡辺会長：資料 1 について事務局から説明をお願いします。

事務局：(資料 1 について説明。)

渡辺会長：これについて、質問や意見はあるか。

室井委員：2 点質問がある。先日公表した郡山都市圏総合都市計画では、郡山都市圏における自動車の分担率が 75%に達しており、近距離移動においても自家用車利用が進み、公共交通の利用者が減少しているという現状を踏まえ、モビリティマネジメント主とした計画内容となっているが、本交通ビジョンにおいてはモビリティマネジメントについてはどう捉えられているか。また、本交通ビジョンにおける、鉄道や自転車の位置づけはどのように整理されているか。

事務局：前者に関しては、市民の日常の生活行動をサポートする公共交通についての検討を行っているため、具体的な検討は行っていないものの、市の課題としては、市の中心部においてモビリティマネジメントの考え方を導入しなくてはならないと考えている。後者に関しては、本交通ビジョンにおいては、高齢者の移動手段確保を主眼として市内で完結する公共交通を対象にした検討を行っているため、具体的な検討は路線バス・乗合タクシーを対象としている。ただし、鉄道に関しては、路線バスなどとの乗り継ぎの整合性を図る必要性はあるため、この点については実施の段階で整理する考えである。

渡辺会長：その他、何かあるか。

※意見等なし。

渡辺会長：本協議内容について、質問や意見があれば、2/5 までに事務局に対して提出していただきたい。意見・質問がない場合は了承いただいたものとし、この方針をものにした検討は事務局に一任したいが、異論はないか。

全員：異論なし。

(2) 乗合タクシー運行計画の一部変更

渡辺会長：資料 2 について事務局から説明をお願いします。

事務局：(資料 2 について説明。)

渡辺会長：これについて、質問や意見はあるか。

※意見等なし。

(3) その他

渡辺会長：その他に案件はあるか。

事務局：今後のスケジュールについて確認。第 4 回協議会は 2 月 24 日にて調整中であり、資料は事前配布するため、内容を確認した上での協議会への出席をお願いします。

以上

平成 21 年度 第 4 回須賀川市総合交通活性化協議会概要

日 時	平成 22 年 2 月 24 日 (水) 15:00~16:30	場 所	須賀川市役所 3 階 正庁
出 席 者	発注者側：石井室長、柳沼課長、石堂課長補佐、野崎係長、松谷主査 受注者側：大山、許斐		
会 議 概 要	○議事 1 個別施策の検討 2 アクションプランの検討		
資 料	○ 総合交通ビジョン 事業計画 (案) <詳細>の検討		
議 事 録	以下のとおり。		
<p>■議事概要と結果</p> <p>・ 個別施策の検討に関する協議 ⇒委員より意見・質問あり。</p> <p>質問 1：全市的な基本方針の実現に向けた取組においては、地区拠点と市中心部との間での路線バスの確保を掲げられているが、岩瀬地区と市中心部をつなぐ路線バスはどの路線と考えているか。 説明→基本方針に基づいた検討を行った結果、実現に向けた取組とは一部異なるが、岩瀬地区では路線バスの利用が少ない現状にあるため、路線バスと乗合タクシーの併用・連携による運行を行いたいと考えている。</p> <p>質問 2：路線バスがあるということが大事であるので、これに対する負担は仕方ないのではないか。 説明→岩瀬地区から市中心部に直行する路線については、利用の実情を踏まえ乗合タクシーに転換する提案としている。実際に路線バスから乗合タクシーのように運行形態を変更する際には、地区住民の意見も十分に参考にしなくてはならないと考えている。なお、意見があった内容については、再度対応を検討したい。</p> <p>質問 3：路線バス運行事業者としては、現在利用されていない路線をもっと利用される方向に検討を進めていきたいと考えているが、これについてはどのように考えているか。 説明→バス事業者やタクシー事業者の意見も勘案しながら公共交通利便性向上に向けた協議を進めさせていただきたい。</p> <p>質問 4：小作田地区は地区拠点としても整理されているが、小倉や塩田など小塩江地区から小作田に向かうバス路線の設定などは検討していないのか。 説明→小塩江地区では、以前、小倉から塩田、江持を通る路線バスを運行させていたが、利用が非常に低迷していたために乗合タクシーに変更した経緯がある。このため、小作田地区へ路線バスを設定しても大きな需要があるとは考えにくい。現在の乗合タクシーを継続的に運行したいと考えている。</p> <p>質問 5：市街地循環バスの路線は、実際の路線をイメージしたものか。また、回遊需要についての根拠となる需要や動線などのデータはあるのか。交通結節点の配置についても検討しなくてはならないのではないか。 説明→具体的な路線は実施の段階で検討する考えであり、現段階ではイメージである。動線についてのデータは無いが、アンケート調査や乗合タクシーの実証運行における調査結果から移動需要の</p>			

多い施設は把握している。具体的な検討を行う際には、市中心部の外側に位置する商業施設に加え、中心部の商店街など、市街地と郊外をどのように巡回すればよいか十分に検討を行う必要があると考えている。また、交通結節点としては須賀川駅などを考えている。

質問 6：郊外循環路線を設定するのであれば、長沼地区の中心部や長沼高校を巡回するような路線の設定は考えられないのか。

説明→具体的な路線設定に際しては、次年度以降、どの路線やどの施設を通るのか検討しなくてはならないと考えている。

・アクションプランの検討に関する協議

⇒委員より意見・質問あり。

質問 1：公共交通の活性化においては、ハード面と併せてソフト面での施策が重要だと考えているが、このような施策は平成 23 年度からの実施と考えているのか。民間企業の中には、バス通勤の奨励など、利用促進策の事例もあるので、こうしたことを是非進めてほしいと思う。

説明→交通ビジョンの策定に関する情報発信も含めて、平成 22 年度から市のホームページ等を通じて広報を行っていききたい。また、地域の中に利用推進組織の結成促進も考えていききたい。実施段階においては様々な利用促進策を十分に検討させていただきたい。

質問 2：本資料にあるアクションプランは、施策展開のスケジュールを示したものと理解してよいか。

説明→施策を進めるスケジュールをアクションプランとしている。

以上、議事内容について協議会の了承を得た。詳細については次のとおり。

■議事詳細

(1) 個別施策の検討について

渡辺会長：資料における個別施策の検討について事務局から説明をお願いする。

事務局：(資料における個別施策の検討について説明。)

渡辺会長：これについて、質問や意見はあるか。

室井委員：前回協議会での議題であった、全市的な基本方針の実現に向けた取組においては、地区拠点と市中心部との間での路線バスの確保を掲げられているが、地区拠点の 1 つである岩瀬地区と市中心部をつなぐ路線バスはどの路線と考えているのか。

事務局：基本方針に基づいた検討を行った結果、実現に向けた取組とは一部異なるが、岩瀬地区では路線バスの利用が少ない現状にあるため、路線バスと乗合タクシーの併用・連携による運行を行いたいと考えている。

室井委員：岩瀬支所と市中心部をつなぐ路線バスは廃止されるものと考えてよいか。

事務局：岩瀬地区と市中心部をつなぐ路線バスとしては、仁井田経由滝原線と矢沢経由北横田線の朝夕における運行を行い、日中においては郊外循環路線の運行および、乗合タクシーによる運行にしたいと考えている。

轡田委員：現在、岩瀬支所前を通るバス路線は矢沢経由町守屋線しかなく、町守屋線を廃止するのであれば、岩瀬支所と市中心部をつなぐ路線バスがなくなるのではないか。

事務局：乗合タクシーと路線バス・循環バスの連携による公共交通利便性の提供を考えているため、現

在の運行・利用状況を見ると、直行路線は乗合タクシーでいいのではないかと考えている。また郊外循環路線と長沼線を乗り継ぐことで路線バスによる市内中心部への移動性も確保される。

室井委員：基本方針では拠点間の連携には路線バスの確保を掲げられているため、検討を進めた結果、基本方針が変わったと考えてよいか。

事務局：基本方針においては路線バスの確保を掲げさせていただいたが、利用時間帯による公共交通の組み合わせも検討するとしており、時間帯を踏まえて現在の運行・利用状況を検討した結果、乗合タクシーによる運行が適しているとの考えに至った。

轡田委員：岩瀬地区と須賀川地区をつなぐ道路は市における主要な道路であるので、主要な道路において路線バスが通っていないとなれば、合併時の合意事項とも異なってくるのではないか。

事務局：合併時における議論は道路についてだったと記憶している。バスについては、利用がされていない実情を考えると、乗合タクシーに運行形態を転換したいという提案としている。

轡田委員：路線バスがあるということが大事であるので、これに対する負担は仕方ないという考えもある。路線バスがなくなるということに地区住民が納得するか疑問である。

事務局：実際に路線バスから乗合タクシーのように運行形態を変更する際には、地区住民の意見も十分に参考にしなくてはならないと考えている。なお、今回の意見については再度検討したい。

瀬谷委員：路線バスには、現在ほぼ利用されていない路線が多々ある。路線バス運行事業者としては、このような路線をもっと利用される方向に検討を進めていきたいと考えているが、これについて事務局はどのように考えているか。

事務局：実際の運行を検討するにあたっては、バス事業者やタクシー事業者の意見も勘案しながら公共交通利便性向上に向けた協議を進めさせていただく考えである。

佐藤委員：小作田地区は地区拠点としても整理されているが、小倉や塩田など小塩江地区から小作田に向かうバス路線の設定などは検討していないのか。

事務局：路線バスについては、母畑經由石川線の運行は継続する考えである。また、乗合タクシーでは現在も東部地域エリアについては小作田地区を郊外まちなかエリアとして運行を行っている。

なお、バス路線については、以前、小倉から塩田、江持を通る路線バスを運行させていたが、利用が非常に低迷していたために乗合タクシーに変更した経緯がある。このため、小作田地区へ路線バスを設定しても大きな需要があるとは考えにくい。現在の乗合タクシーを継続的に運行していきたい。

三ヶ田委員：市街地循環バスの路線は、実際の路線をイメージしたものか。また、回遊需要についての根拠となるデータはあるのか。

事務局：具体的な路線は実施の段階で検討していきたいため、現段階ではイメージ図である。回遊需要については、アンケート調査から循環路線に対する要望が多かったことを根拠としている。

三ヶ田委員：アンケート調査の結果からは、施設間の回遊需要の規模や回遊動線を把握できているのか。

事務局：動線の把握は行っていない。移動需要のある施設については、アンケート調査に加えて乗合タクシーの実証運行における調査結果からも把握している。

三ヶ田委員：地区拠点と市中心部との連携も考えるのであれば、交通結節点の配置についても検討する

必要があるのではないか。

事務局：具体的な検討を行う際には、市中心部の外側に位置する商業施設に加え、中心部の商店街など、市街地と郊外をどのように巡回すればよいか十分に検討を行う必要があると考えている。また、交通結節点としては須賀川駅などを考えている。

善方委員：郊外循環路線を設定されるのであれば、長沼地区の中心部や長沼高校を巡回するような路線の設定は考えられないのか。

事務局：具体的な路線設定に際しては、どの路線やどの施設を通るのか検討しなくてはならないと考えている。

渡辺会長：その他、何かあるか。

※意見等なし。

(2)アクションプランの検討について

渡辺会長：資料におけるアクションプランの検討について事務局から説明をお願いします。

事務局：(資料におけるアクションプランの検討について説明。)

渡辺会長：これについて、質問や意見はあるか。

室井委員：公共交通の活性化においては、ハード面と併せてソフト面での施策が重要だと考えているが、アクションプランからすると、平成 23 年度からの実施と考えているのか。

事務局：公共交通の利用活性化のための広報については、交通ビジョン策定に関する情報発信を含めて、平成 22 年度から市のホームページ等を通じて広報を行っていききたい。また、公共交通の利用活性化のために地域で利用推進組織の結成促進も考えていききたい。

室井委員：広報も必要であるが、民間企業に自家用車通勤していた人が公共交通に転換しているという事例もある。例えば、バス通勤の奨励などを行って利用促進を考えてはどうか。

事務局：実施段階においてはそのようなことも十分に検討させていただきたい。

三ヶ田委員：本資料にあるアクションプランは、施策展開のスケジュールを示したものと理解してよろしいか。

事務局：施策を進めるスケジュールをアクションプランとしている。

渡辺会長：その他、何かあるか。

※意見等なし。

渡辺会長：本協議内容について、質問や意見があれば、来週いっぱい (3/5) までに事務局に対して提出していただきたい。頂いた意見を踏まえた修正検討は事務局に一任したいが、よろしいか。

全員：異議なし。

(3)その他

渡辺会長：その他に案件はあるか。

事務局：パブリックコメントの募集について連絡。今後のスケジュールについて確認。次回は 3 月 17 日午前 10 時から総合福祉センターにおいて開催予定である。

以上

平成 21 年度 第 5 回須賀川市総合交通活性化協議会概要

日 時	平成 22 年 3 月 17 日 (水) 10:00～11:00	場 所	須賀川市総合福祉センター ミニシアタールーム
出 席 者	別紙、協議会委員名簿のとおり。		
会 議 概 要	○議事 1 パブリックコメントの結果報告 2 総合交通ビジョン (案)		
資 料	○次第 ○パブリックコメントの結果報告 資料 1 ○第 4 回協議会時の意見等の対応について 参考資料 ○総合交通ビジョン (案) 資料 2		
議 事 録	以下のとおり。		
<p>■議事概要と結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ⇒委員より意見・質問なし。 ※委員了承 ・総合交通ビジョン (案) に関する協議 ⇒委員より意見・質問あり。 <ul style="list-style-type: none"> 意見 1 : 公共交通の継続性が最も気になる点であり、現実的にはやればやるほど赤字が増えるといった状況の中で、減便等で対応するだけでなく、町内会からの協賛金の募集や広告収入によって運行費用を確保する検討も行う必要があると考える。試行錯誤を繰り返しながらの運行になると思うが、ぜひ交通事業者が継続的に運行を行える体系を構築してほしい。 説明→公共交通をいかに維持していくか、また、コストをいかに抑えるかについては非常に大きな課題であり、ご意見のとおりである。一方で、市民が利用していると認識できる公共交通であれば、ある程度の支出はやむを得ないとも考えており、実証運行の中でコスト面の検討も行いながら、継続的に運行できる体系を構築していきたい。 意見 2 : 今後は市内のみではなく広域的な路線バスも対象にして検討をしていかなければならないと思う。また、利用者の視点に立ち、利用しやすい路線バスや乗合タクシーの運行について十分に検討しなくてはならないと考えている。須賀川市は路線バスの運行経路の変更等によって、まだ利用者の増加も期待できる素地はあると考えている。 意見 3 : 新年度の予算として、自治体の裁量で利用できる新しい交付金制度が国会において議決されようとしている。公共交通運行の赤字補填には活用できないと思うが、歩行者の安全・安心のための歩道整備や停留所の確保、あるいは総合交通ビジョン (案) においても書かれているような見やすいバス停表示などには使える予定である。 説明→ご紹介いただいた交付金制度についても今後活用を十分に考えていきたい。 意見 4 : 国の支援制度も活用しながら、通勤者の公共交通への転換促進など、公共交通の利用を 			

促進するモビリティマネジメント施策も十分に検討をしていただきたい。

説明→低炭素社会の構築についても考慮して本ビジョン（案）を策定しており、その中でモビリティマネジメント施策についても検討すべき内容として整理しているが、本市においては、まずは利用できる公共交通体系の構築を優先的に検討する必要があると考えている。

※その他、意見等なし。

・総合交通ビジョン（案）に関する承認

⇒委員より異議なし、総合交通ビジョン（案）の承認を得た。

以上、議事内容について協議会の了承を得た。詳細については次のとおり。

■議事詳細

(1)パブリックコメントの結果報告について

渡辺会長：パブリックコメントの結果報告について事務局から説明をお願いします。

事務局：（パブリックコメントの結果報告について説明。）

渡辺会長：これについて、質問や意見はあるか。

※意見等なし。

(2)総合交通ビジョン（案）について

渡辺会長：総合交通ビジョン（案）について事務局から説明をお願いします。

事務局：（総合交通ビジョン（案）について説明。）

渡辺会長：これについて、質問や意見はあるか。

萩尾委員：岩瀬地区の運行に関して、「当面」運行を維持とあるが、もっとも気になる点は公共交通の継続性であり、現実的にはやればやるほど赤字が増えるといった状況の中で、どの自治体でも試行錯誤の中で交通政策に取り組んでいる現状にある。福島市の蓬莱団地のバスも継続のために様々な苦労を重ねていると聞いており、今後、公共交通に関する各種補助金が減少する見込みの中で、減便するだけでなく、町内会からの協賛金の募集や広告収入によって運行費用を確保する検討も行う必要があると考える。試行錯誤を繰り返しながらの運行となると思うが、ぜひ交通事業者が継続的に運行を行える体系を構築してほしい。

事務局：公共交通をいかに維持していくか、また、コストをいかに抑えるかについては非常に大きな課題であり、ご意見のとおりである。現在も運行に関しては多額の財政負担が伴っているが、そうした負担が、公共交通を利用している上での負担であればやむを得ないと思っており、実証実験の中でコスト面の検討も行いながら、継続的に運行できる体系を構築していきたい。

伊丹委員：路線バスの小型化、バリアフリー化を以前よりお願いしている。会津で運行されている小型バスのように、低床化されたバスの導入を検討していただきたい。また、乗合タクシーと一般タクシーの運賃の差ほどの程度か。

瀬谷委員：福島県は路線バス車両のバリアフリー化に関しては他県に遅れをとっており、国や県から指導をされている。福島交通においてもバスのバリアフリー化や小型バスの導入を進めて

おり、年に 4~5 台のノンステップバスを導入している。今後は大型バスを廃止して小型バスも導入する計画を持っている。

事務局：一般タクシーの料金は距離を基準としており、どこから乗るかによって料金が異なるため比較しにくいですが、例えば上小山田のあたりから市中心部までは 3000 円以上かかることがある一方、乗合タクシーは 1 人 1 回乗車につき 500 円である。

瀬谷委員：本協議会では須賀川市を完結する路線を対象に検討を進めてきたが、バス事業者としては、今後は広域的な路線も対象にして検討をしていかなければならないと考えている。また、利用者の視点に立ち、利用しやすい路線バスあるいは乗合タクシーの運行を十分に検討しなくてはならないと考えている。路線バスで言えば須賀川市は運行経路の変更等、まだまだ工夫できる余地があり、利用者の増加も期待できる素地はあると考えている。

三ヶ田委員：新年度の予算として、新しい交付金制度が国会において議決されようとしている。従来の交付金と補助率は変わらないが、自治体の裁量で利用できる内容となっている。また、公共交通運行の赤字補填には適用できないと思うが、歩行者の安全・安心のための歩道の確保や停留所の確保、あるいは総合交通ビジョン（案）においても書かれているような、見やすいバス停表示などには活用できると思われる。国会で決定した際には、県を通じて交付金に関する情報を提供する予定である。

事務局：現在想定している地域公共交通活性化・再生総合事業のみならず、ご紹介いただいた交付金制度についても今後活用を十分に考えていきたい。

室井委員：総合交通ビジョン（案）の関連計画として、郡山都市圏パーソントリップ調査の事務局をした立場として説明する。本計画では自動車に対する依存を軽減することを重点的に考えている。自動車依存率が高まってきた背景がある中で、現在は公共交通を利用して移動する権利が重視されてきている。ご紹介いただいたような国の支援制度も活用しながら、通勤者の公共交通への転換促進など、公共交通の利用を促進するモビリティマネジメント施策も十分に検討をしていただきたい。

事務局：総合交通ビジョン（案）の中で低炭素社会の構築についても考慮した検討を行っており、その中でモビリティマネジメント施策についても検討すべき内容として整理している。しかしながら、本市が直面している課題としては、公共交通が利用できないことにあり、まずは利用される公共交通体系の構築を優先的に検討する必要があると考えている。

渡辺会長：その他、何かあるか。

※意見等なし。

渡辺会長：それでは、総合交通ビジョン（案）についてご承認いただくことでよいか。

全員：異議なし。

渡辺会長：事務局で取りまとめを行う際に、細かい文言修正等も想定されるが、文言等の精査については事務局一任でよいか。

全員：異議なし。

(3) その他

渡辺会長：その他に案件はあるか。

事務局：総合交通ビジョンについては、製本でき次第、委員の皆様へ郵送する。次年度以降の協議会は法定協議会に移行し、国の制度活用を図りたいと考えており、引き続きご協力をお願いする。市の機構改革により、本業務に関する担当課が生活課に移管されるため、新年度は生活課からご案内差し上げる。

以上